

「コミュニティ心理学研究」編集規程

1. 日本コミュニティ心理学会は、その機関誌である「コミュニティ心理学研究」（以下、本誌とする）を1年1巻とし、2号に分けて発行する。
2. 本誌は、コミュニティ心理学の対象（個人・家族・学校・組織・地域等）に対する理論・調査・査定・介入についてなされた理論的、実証的、実践的研究論文を掲載する。
3. 本誌の発行は日本コミュニティ心理学会が行い、その編集については編集委員会がこれを行う。編集委員長および副編集委員長は、会長が会長以外の常任理事から選任する。編集委員は理事が兼務する。ただし、編集委員長が運営上必要と認めた場合は、理事以外の会員から若干名を委嘱することができる。
4. 本誌へ投稿する論文の筆頭著者は、日本コミュニティ心理学会の会員または名誉会員でなければならない。ただし、編集委員会から非会員に執筆を委嘱する場合はこの限りではない。共同執筆者については必ずしも会員である必要はないが、会員であることが望ましい。なお、執筆者となる会員すべてが本年度の年会費を納入していることを要する。
5. 投稿される論文は、未公刊のものに限る。他の学術雑誌、商業雑誌、大学や研究所等の紀要、単行本などにすでに刊行したものや投稿中のものは、本誌に投稿できない。ただし、学会発表抄録や科研費等の研究報告書はその限りではない。

6. 投稿論文の種類は、原著、総説、および資料の3種類とする。

原著（調査研究）は、コミュニティ心理学の対象（個人・家族・学校・組織・地域、等）に対するすぐれた研究のうち、調査的または実験的アプローチによる実証的研究とする。原著（実践研究）は、コミュニティ心理学の対象に対するすぐれた研究のうち、介入等の実践的アプローチに基づく研究とし、事例報告も含まれる。

総説は、先行研究から得られた知見を提示するとともに、将来の実証的研究および理論的研究によって検証されるべき命題を明示する研究とする。総説においては、問題・方法・結果・考察の4部構成でなくてもよい。

資料は、コミュニティ心理学研究に資する、実践研究や事例報告に基づく論文、および問題の整理・解決アプローチについて報告する論文とする。資料においては、問題・方法・結果・考察の4部からなるのが望ましい。

7. 一論文の長さは、原著および総説の場合は20,000字以内、資料の場合は10,000字以内を原則とする。ただし図表は、1枚500字相当として換算する。その他、原稿執筆の詳細については、本学会HP掲載の「執筆・投稿の手びき」に従うものとする。
8. 本文中の記述は簡潔・明瞭を旨とし、難読漢字や旧仮名遣いの使用は資料の引用以外の箇所では行わない。図表の数は必要最小限とし、本文との重複を避ける。図表は大きいもので原稿1ページ（本誌1/2ページ）、小さいもので原稿1/2ページ（本誌1/4ページ）にほぼ相当する。また現代日本の社会通念上、性・職業・身体的精神的特徴・旧弊的身

分慣行などについて差別的な色合いが強いと思われる表現については、特にそれが本文中で考察・分析の対象となっている場合や事例研究中において対象者の発言をそのまま掲載するといった必然性がある場合を除き、避けるものとする。

9. 論文の執筆はもとより、研究の遂行に関しても、日本コミュニティ心理学会の倫理綱領を遵守し、倫理的配慮として、投稿論文中で特定のケースまたは団体を扱う場合、原則として投稿の前にその個人または団体の了解を得なければならない。投稿者の所属する機関に研究倫理審査委員会等がある場合は、その審査を受けなければならない。
10. 投稿された論文に対しては、当該領域において十分な学識を有する2名の審査者（主査と副査）が、論文審査報告書公正かつ厳密に査読し、掲載の可否を判断する。審査は匿名の原則に基づいて行う。
11. 編集委員長は、投稿があり次第、副編集委員長と協議の上、速やかに編集委員から1名の審査者（主査）を選任する。その際、編集委員長は、必要に応じて他の編集委員会のメンバーと協議することができる。副査については主査が会員の中から、編集委員長および副編集委員長の同意を得た上で選任する。ただし、論文の内容によっては会員以外に副査としての審査を依頼することができる。
12. 2名の審査者は、各自で以下の基準に則して掲載の可否を判断し、採択の可否、修正箇所、意見等を記した書類（審査報告書）を規定の期日までに編集委員会事務局に提出する。修正と審査のサイクルは、論文の種類にかかわらず初回審査を含めて最大3往復とするので、審査者が条件付採択あるいは要再検討の判断を行う場合には、この期間で修正が可能であることが条件になる。なお、第1回の審査結果がCであり、最大3往復の修正と再審査のサイクルで採択に至らなかった論文に関しては、新規論文としての再投稿を認める。

A：採択（無修正、もしくは、わずかな修正のみで掲載可能で、再査読は不要である。）
B：条件付採択（再投稿の後に改めて査読を行うが、適切な修正がなされれば採択可能と判断されるもの。）
C：要再検討（採択するには不十分な点がかかなり多いが、初回審査を含めて最大3往復の修正と再審査のサイクルで採択の可能性があると思込まれるもの。再投稿の際には、査読コメントを踏まえて十分に加筆修正することを求め、改めて査読を行う）。
D：不採択（最大3往復の修正と再審査のサイクルでは採択が見込めないもの。本誌において掲載することが不適切であるもの。）
13. 編集委員長は、主査に対して審査結果の「統一報告書（統一評価および統一評価の理由を記入）」を作成するよう求める。主査は副査と協議の上で「統一報告書」の作成を行う。

主査より提出された統一報告書について編集委員会で審議を行い、最終報告として決定する。

14. 最終報告が決定されたのち、編集委員長は、主査から提出された審査結果を速やかに投稿者に通知する。
15. 編集委員長は、決定された最終報告が再審査を必要とする「条件付き採択」の場合は、主査から提出された「統一報告書」の修正意見等を添付の上、修正すべき箇所を明示して投稿者に論文を返却する。投稿者は修正稿を作成し、編集委員会に再度提出する。編集委員長は、提出された修正稿の再審査を主査に委嘱する。なお、必要に応じて副査にも再審査を委嘱することができる。
16. 編集委員長は、任期中に提出された審査報告書の管理を細心の注意をもって行う。
17. 依頼原稿（編集委員会企画の特集論文、書評、会報等）については審査を必要としない。
18. 特集（会員企画）を企画する会員は、その企画主旨(A4 版 1-2 枚程度)を編集事務局に提出する。編集委員会は企画主旨を検討し、採択の可否を決定する。採択された特集の企画については一定の期限を設け、広く会員一般から論文の投稿を受け付ける。会員企画の特集論文の一論文の長さは、原著に準じる。また、査読の過程についても原著に準じるが、最大3往復の修正と再審査のサイクルで採択に至らなかった論文に関しては当該の特集論文としての掲載は行わない。ただしその論文の新規論文としての再投稿については認める。特集に投稿された論文全ての審査が完了した段階で、編集委員会において掲載号を決定する。特集に掲載される論文が2編以下となった場合は、特集論文（会員企画）としてではなく、原著論文として掲載を行う。
19. 本誌への掲載を求めて提出された原稿は、すべて原則として返却しない。
20. 本誌に掲載された論文等の著作物に関する国内外の一切の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定されるすべての権利を含む）は、本会に最終原稿が投稿または寄稿された時点から原則として本会に帰属する。
21. 著作者は、20条に規定する著作権の本会への帰属に承諾する意思を、本会が定める様式に基づき、投稿時または寄稿時に申し出るものとする。
22. 著作者は、非営利目的であれば、日本コミュニティ学会に届け出を行った上で本誌に掲載された論文等の自らの著作物を利用することができる。
23. 常任理事会は、第三者から著作権の利用許諾申請があった場合、常任理事会での審議を経て適当と認められたものについて許可することができる。
24. コミュニティ心理学研究に掲載された論文は電子化して公開する。
25. 本規程の改正は、常任理事会の決議を経て行う。

附則 本規程は、2019年5月25日より施行される。

附則 本規程は、2020年5月17日より施行される。